

約諾書に基づく遅延損害金の率

次に掲げる約諾書の規定に基づき当取引所が定める遅延損害金の率は、100円につき1日4銭とする。

- (1) 信用取引口座設定約諾書第9条第3項及び第11条
- (2) 発行日決済取引の委託についての約諾書第8条

付 則

この規則は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日